

第1回口頭弁論のご報告

2018年3月13日11時30分から、東京地方裁判所803号法廷で第1回口頭弁論が開かれました。定員52人の法廷は市民であふれ、20名あまりの方が傍聴できませんでした。

その後、午後1時から弁護士会館508号室で報告集会。傍聴できなかった方々も含め約60名もの参加でした。

駆けつけてくださった皆様、ありがとうございました。

法廷で原告・弁護団が陳述

最初に原告の訴状に対し、被告（国・東京都）は、原告適格を問う簡単な答弁のみ。中身については次回以降としました。

その後、原告の國井さわ美さん(ニュース1号「原告から」参照)と岡田光生さん(「原告の思い」参照)が5分ずつ意見陳述。

弁護団は、「大深度法は憲法違反、外環道に公共性はない」との主張を陳述(裏面参照)。

今回は、被告からの具体的な答弁が出るはずなので、反論をしていく予定です。

熱気にあふれる報告集会

弁護団から法廷での報告がありました。そして「裁判は、毎回、図表やイラストを使いながら論点を口頭で説明し、傍聴するだけでわかる工夫をする。裁判所に勝手にさせないためにも、毎回熱気にあふれる傍聴席にしてほしい」と述べられました。

ついで、質疑応答がありました。大深度法の違憲性を主張する初めての訴訟であり、原告適格は事業の影響を受ける可能性がある住民に広く認められるべきだと主張していく。都市計画法11条3項の規定が大深度法と大きく係わるが、国は十分な手続きを踏んでおらず不適法。環境アセスでも十分な根拠が示されていない。談合問題で、地中拡幅部(裏面図参照)の工事入札手続きが中止。リニアの談合では大成、鹿島から逮捕者が出たため東京都は両者を指名停止。外環にも影響するだろう等の話がありました。

最後に、道路全国連事務局長橋本良仁さんから「リニアと外環は『双子の問題』。お互いに支援しあいながら進めていきましょう」との呼びかけがありました。都市計画道路訴訟の皆さんとも連携しながら、これからも進めていきたいと思えます。



・・・傍聴に来てください・・・
「東京外環道訴訟」第2回口頭弁論
6月12日(火) 11:30~12:00
東京地方裁判所 803号法廷
地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅 A1出口
11:15までに、法廷にお入りください。
意見陳述 原告2人、弁護団
終了後報告集会を予定

原告の思い

岡田 光生

私は杉並区に70年近く住んでおり、外環道路上の地権者です。しかし、これまでに国・事業者から、私の家の地下空間にトンネルを掘ることについて一切正式な通知を戴いたことはありません。

私は技術者です。「住宅地の地下で、安全にトンネルを掘る技術は確立されているのか?」、「地表部に対して影響を及ぼすことはないのか?」などの疑問を調べていくうちに、「外環地下トンネルは、危険極まりない!」、「自然環境への影響も大きく無視できない!」との結論に達しました。

これらの結論を導くのに後押しをしてくれたものは何か?それは国・事業者の住民に対する、客観的事実に則したとは言い難い無責任な説明であり、情報開示に対する余りにも後ろ向きな、不誠実な姿勢であります。住民を真の情報から隔離し、「門外漢」扱いするような姿勢は許しがたいことです。

東京外環道は、シールド工法、地中拡幅工法、地下水流動保全工法など未熟な工法を用いて、予防原則をないがしろにしたまま、成熟した住宅地の真下に、危険なトンネルを掘るといふ暴挙をしようとしているのです。住民をモルモット扱いすることは許されません。私は、私と子孫の生命・財産を、このようないい加減な国・事業者に託すことなどできません。

でも、なぜ国・事業者のこのような暴挙が許されるのか?それは、大深度法という法律が作られたからです。この法律は地権者の承諾を得ずに、その地下空間に勝手に勝手なものを造ることを認めています。

知らぬうちに忍び寄る陥没事故の恐れを抱きながらの生活を強いることは許されません。一切の自衛手段を持たない住民にとって、この危険極まりない地下トンネルの建設を回避させる方法は、大深度法の無効化しかないのです。

私はこの裁判を通じて、あらゆる面で真実・事実が明らかになることを強く望んでいます。

● 私たちの主張(弁護団陳述要旨) ●

原告代理人 武内 更一 弁護士

大深度法の違憲性を主張する初めての訴訟

本件訴訟は、「東京外郭環状道路」約16kmの本線トンネルに「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下「大深度法」)を適用した国土交通大臣の認可処分とその前提である都市計画事業承認・認可等の処分が、憲法に違反し無効であることの確認と取消しを求める行政訴訟で大深度法それ自体の違憲性を主張する初めての訴訟です。

土地所有者に無断・無補償で地下を使用させる大深度法

大深度法は、2000年に制定された、主に地表から40m以深の地下等を「大深度地下」と定義して、一定の公共的事業のために、国・都道府県知事の認可に基き、土地所有者の承諾を得ることなく無補償で使用することができるとする法律です。

憲法29条(財産権の保障)に違反

憲法29条は、「財産権は、これを侵してはならない。」「2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」「3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と定めています。私有財産を国や公共団体が公共のために使用する場合は、所有者等に対して「正当な補償」をしなければならないのです。

大深度法は、「大深度地下」は、土地の所有者が通常使用しない深さであり、地表にも影響が及ばないという理由により、原則として補償しないで使用できるとしています。

世界最大級の地下トンネル設置工事の危険性

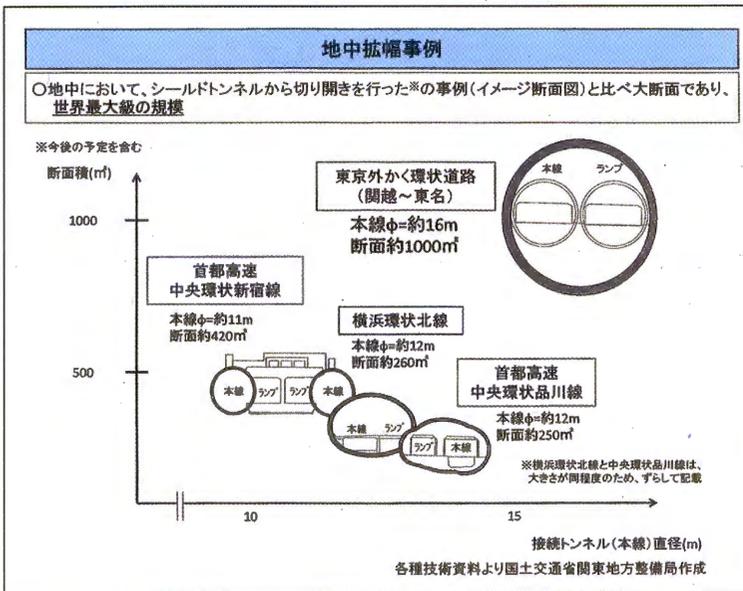
地表から40m以深の地下に、直径16m(5階建ビルの高さ)の巨大なトンネルを設置する場合に、地表に影響がないという保証はありません。むしろ道路や住宅地の地下にトンネルを掘ったため、地盤沈下や陥没事故が実際に発生しています。

大深度地下の使用は地表に影響を及ぼさないという前提が、そもそも成り立っており、大深度法は、憲法29条1項及び3項に違反する無効な法律です。また、住宅地の真下に、ほとんど施工例のない世界最大級のシールドマシンによって巨大かつ長大なトンネルを掘る工事そのものも危険です。

裁判官には、そのような事実を直視し、違憲・違法かつ危険な本件事業を止める判断を下していただくよう求めます。



「東京外環道訴訟を支える会」 <http://nongaikan.sblo.jp/>
 ゆうちょ銀行 0-9 (せいのり) 店 当座 0392387
 または郵便振替口座 00150-0-392387 年会費1000円
 問合せ先: 090-6024-8959
 (東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)



原告代理人 遠藤 憲一 弁護士

公益上の必要性について

大深度法16条は、大深度地下使用認可の要件を「公益上の必要がある」ものとしています。

事業者は、本件事業整備の効果として、「首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークの実現」を掲げています。しかし日本の人口は年々減少し、高齢化社会を迎えるなかで、計画交通量1日10万台は科学的根拠を欠く想定でしかありません。震災復興、福祉予算も削減する中で、総額1兆6千億円もの莫大な経費で道路を造る必要性も合理性もまったくないのです。

最近、リニア新幹線や本件事業でも談合疑惑が摘発されました。「公益上の必要」の衣を被せて、大企業、資本に利権をもたらしているだけです。個々の住民のくらしの安全と利益を侵害して成り立つ公益事業とはなにか、その虚構性に刮目してください。

環境改善どころか環境大破壊である

住宅の真下に直径16メートルものトンネルが通るのです。広く大気を汚染し、水源地帯の地下水脈を分断・破碎し、人間の生活に最も重要な空気、水、土を汚染する。巨大地下トンネルの建設には「一瞬先は闇」の危険が包蔵されています。トンネルによる地盤沈下や、水漏れなどが全国各地で発生しています。

環境破壊の危険が十二分に予測されるのに「環境改善」などと正反対のキャンペーンをしているのが事業者らです。

立証責任は行政庁にある

これまで事業者は、住民らの不安や疑問に対して聞く耳を持たず、ゼロ回答を決め込み、データを秘匿して工事を強行してきました。原告らは、そうした事業者の住民無視の姿勢に対し、地域住民の怒りの声を代表して本訴提起に至りました。

行政処分が適法であることの立証責任は、原則として全て行政庁が負います。特に、本件のように、安全審査などの根拠資料がすべて行政庁側にある場合は、行政庁が負担します。

いわゆる伊方原子炉設置許可取消請求事件で、最高裁判所は「被告行政庁が立証を尽くさない場合には、判断に不合理な点があることが事実上推認される」(最判平成4.10.29)としました。本件事業の適法性についても、当然のことながら、被告らに立証責任があることを裁判所は改めて銘記すべきである。